

EPA 特定原産地証明書発給セミナー

～経済連携協定を賢く利用してみませんか～（日本からの輸出において）

「EPA（又はFTA）」とは、国や地域同士で取り決めた輸出入を中心とした協定の中で、締約国間の貿易促進・人材確保・投資環境整備などに繋がるものとして注目されています。

日本は既にシンガポール・メキシコ・マレーシア・チリ・タイ・インドネシア・ブルネイ・フィリピン・スイス・ベトナムの10カ国との二国間協定と地域包括の協定であるアセアン包括協定をスタートさせ、貿易自由化の流れは拡大する方向にあります。

企業の皆様にとって注目すべき点は、この協定を用いることにより関税面で通常より有利な条件が適用されることにあります。

今回のセミナーでは、EPA税率を適用するうえで必要となる基本的な考え方から「特定原産地証明書」の取得方法まで、分かりやすく説明します。この機会にぜひご参加下さい。

（開催日）平成23年2月1日（火）13：30～17：00

（会場）松本商工会議所 6階会議室

（主催）日本貿易振興機構（JETRO）

（実施）日本商工会議所・松本商工会議所

（内容）①EPAの概要と原産地規則について（講師：経済産業省 担当官）

②特定原産地証明書の発給手続きについて（一般原産地証明との違い／手続きの流れ／手数料など）（講師：日本商工会議所 国際部特定原産地証明担当）

（対象）EPAを利用して、EPA締約国に輸出しようとする事業者

※EPA締約国：シンガポール・メキシコ・マレーシア・チリ・タイ・インドネシア・ブルネイ・フィリピン・スイス・ベトナム・アセアン（注：日アセアン協定のインドネシアは未発効）

※EPA に馴染みのない方は、JETROHP掲載の「EPA 活用マニュアル」をご一読されることをお勧めします。

（URL：<http://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/>）

（定員）30名（先着順。定員を超えた場合はお断りする場合がございます）

（受講料）無 料（ただし、事前のお申込みが必要です）

（申込）下記申込書にご記入の上、FAXにてお申込みください。

※セミナー当日は本用紙の控えを受講票としますので、忘れずにご持参ください。

（問合先）松本商工会議所 工業振興グループ（担当：岡村）TEL：0263-32-5350

Fax 送付先：0263-32-1482

「EPA 特定原産地証明書発給セミナー」申込書

ふりがな 企業名			
所在地	〒 -		
TEL	() -	FAX	() -
部署／役職			お名前
部署／役職			お名前

*該当項目に☑印をお付けください。

業 種 商社・卸売 / 製造業 / 金融 / 運輸・通関業 / 調査機関・官公庁 / その他サービス業 / その他
会社規模 中小企業 / 大企業

*中小企業とは（中小企業基本法より）製造業その他：資本金3億円以下または従業員300人以下。卸売業：資本金1億円以下または従業員100人以下。小売・サービス業：資本金5000万円以下または従業員50人（サービス業は100人）以下。

※本説明会の案内は日本商工会議所が依頼し、複数団体から送付しております。本状重複してのご案内の場合はご容赦ください。

※個人情報の責任者は日本貿易振興機構（JETRO）貿易投資相談センター貿易投資相談課長です。（TEL：03-3582-5171）

※ご記入いただいたお客様の情報は適切に管理し、本セミナー運営のために、日本商工会議所が利用いたします。